

第139回横浜市都市美対策審議会

次 第

日 時 令和 7 年 9 月 1 日（月） 9時から9時50分まで

会 場 横浜市役所18階共用会議室 みなと 4 ・ 5

【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 委員紹介

4 議 事

(1) 横浜市都市美対策審議会会長の選任について

(2) 横浜市都市美対策審議会部会委員及び部会長の指名について

(3) 会長代理者及び部会長代理者の指名について

(4) 各部会の開催状況について（報告）

(5) その他

5 閉 会

【横浜市都市美対策審議会 名簿】

委嘱期間：令和7年8月7日から令和9年8月6日まで

		氏 名	現 職 等
1	委員	青木 祐介	横浜開港資料館・横浜都市発展記念館 副館長
2	〃	大石 龍巳	公募市民委員
3	〃	加藤 光雄	横浜商工会議所 議員
4	〃	加茂 紀和子	名古屋工業大学大学院工学研究科教授（建築）
5	〃	川村 篤志	神奈川県弁護士会 弁護士
6	〃	北原 まどか	公募市民委員
7	〃	真田 純子	東京科学大学環境・社会理工学院教授（景観）
8	〃	東海林 弘靖	照明デザイナー・LIGHTDESIGN INC. 代表
9	〃	中島 直人	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻・教授（都市デザイン）
10	〃	野原 卓	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授（都市デザイン）
11	〃	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授（ランドスケープデザイン）
12	〃	三輪 律江	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授（建築・都市計画）
13	〃	山家 京子	神奈川大学建築学部教授（都市計画）

第138回横浜市都市美対策審議会議事録	
議 題	議事1 各部会の開催状況について（報告） 議事2 民間バス事業者による広告付きバス停留所上屋の設置について（報告） 議事3 横浜市歴史的風致維持向上計画について（報告） 議事4 今後の部会の開催について
日 時	令和7年3月21日（金）午後1時00分から午後2時59分まで
開催場所	横浜市役所18階共用会議室 みなと4・5
出席委員 （敬称略）	荒井聖輝、加藤光雄、加茂紀和子、鴨下香苗、嵯峨しのぶ、真田純子、東海林弘靖、中島直人、福岡孝則、三輪律江
欠席委員 （敬称略）	国吉直行、青木祐介、山家京子
出席した 幹事・書記	書 記：松本 光司（都市整備局企画部長） 古櫛山匡和（都市整備局地域まちづくり部長） 光田 麻乃（都市整備局企画部都市デザイン室長） 立石 孝司（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関 係 者	議事1：伊藤 三英（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 新井貴美子（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長） 議事2：新井貴美子（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長） 桂 有生（都市整備局企画部都市デザイン室デザイン調整担当係長） 議事3：鈴木 淳（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長）
開催形態	公開（傍聴者：0名）
決定事項	
議 事	1 開 会 2 挨 拶 3 委員紹介 （光田書記） 国吉会長におかれましては、ご事情により出席がかなわないとのご連絡がございました。本日の会長につきましては、横浜市都市美対策審議会条例第5条第4項で「会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する」ということになっておりますので、これにより、第135回都市美対策審議会にて承認された代理者名簿に基づき、本日は、加茂委員に会長代理をお願いさせていただきますことで、よろしくお願いいたします。 （加茂会長代理） 加茂でございます。国吉会長の代理で頑張っていきたいと思います。 それでは、まず会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。 （光田書記） 本日の議事につきましては公開といたします。 4 議 事 議事1 各部会の開催状況について（報告） （加茂会長代理） 各部会の開催状況について（報告）に入ります。前回、第137回都市美対策審議会開催以降に開催されました各部会の開催状況についての報告です。政策検討部会及び表彰広報部会について、事務局からの報告をお願いしたいと思います。では、事務局から説明をお願いいたします。 政策検討部会の開催状況について、事務局から説明を行った。 続いて、表彰広報部会の開催状況について、景観調整課から説明を行った。 （加茂会長代理） ありがとうございました。これまでのことで何か補足やご質問があれば承ります。東海林委員、お

願います。

(東海林委員)

ありがとうございました。夜間の景観の話になりましたので、夜間景観担当みたいな照明デザイナーがコメントさせていただきます。いい感じで進んでいるとは思いますが、一つ、デジタルサイネージで、これは大変いろいろなところで普及していますけれども、夜間に非常にまぶしい状態が弊害として出てくることがあります。これについては、夜間は適切な輝度に調整することという、何か文言を今後つけていただければいいかなと思います。こういったディスプレイは昼間も当然点灯させることもあるのでかなり明るくなっていますが、調節する機能が必ずあるので、夜間は結構まぶしくなってしまうんですね。市民の中でも弱視の方とか、非常に強い光に弱い方もたくさんいらっしゃるの、こういったときには夜間の輝度調整を必ずしろというようなことを言葉でつけていただければいいかなと思います。以上です。

(加茂会長代理)

よろしいでしょうか。それについて横浜市から何かありますか。

(光田書記)

ありがとうございます。この施設につきましては今後整備されて、実際の広告の審査の体制もこれから組んでいく予定です。そういった運用を重ねながら、初めは横浜市もその審査体制の中に入りまして、いろいろ実験的にやってみることで、東海林委員の今おっしゃった明るさ、輝度の問題ですとか、広告の内容の問題ですとか、そういったものについては審査しながら、その中で議論して、横浜市もそこで得られた知見というか、そういったものに対して意見を言っていくような形で運用していきたいと思っています。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それ以外のことでいかがでしょうか。

(福岡委員)

資料の12ページで、ほかの自治体でも同じような案件がありまして、自主審査会の審査フローというか、12ページの右下の形に移行していくような話かと思います。ここでのチェック機能が、報告に対して横浜市がある程度コメントする程度になっているかと思いますが、将来目指す審査体制への移行の時期とかタイミングは、この右下のやり方がいいのかということも含めて慎重に議論したほうがいいのではないかと思います。ほかの例えば渋谷区とかも同じような自主審査会の議論がありまして、どうやってコントロールするのかとか、何が適切なのかという議論がないまま自主審査会で決めたものが報告されるみたいなことは問題だということで、今ちょうど同じ議論をしているので、このあたりは、まだすぐという話ではないと思いますが、慎重に検討する必要があるかと思いました。以上です。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。何か回答をお願いします。

(光田書記)

ご意見ありがとうございます。この目指すフローへの移行時期につきましては、今は定めてはおりませんが、今回、例えば横のサイネージに動画が出てきたりということで、動画の審査等につきましては横浜市も未知の分野でして、実際やるとどんなものが提案されて、どんなことを施すとよりよい、景観面も含めて街の魅力的な装置になり得るのかみたいなところは、慎重に議論しながら移行時期については検討していきたいと考えております。

(加茂会長代理)

よろしいですか。それ以外はいかがでしょう。

横浜公園における景観形成についてという、政策検討部会の議事についてのご意見とご質問だったかと思います。その際に、デジタルサイネージはほかのところでも出てくるとは思いますが、さっき東海林委員がおっしゃられたように、そこの審議事項というかチェック事項の中に輝度というものを付け加えたらどうかというご意見だったかと思うので、それを加えていただくということ。それから、そもそもどうしてこういうサイン計画というか、デジタルサイネージが必要なのかとか、そういうコンテンツに対して報告だけではコントロールし切れない状況に陥るのではないのかというお話が福岡委員からありました。なので、そのあたりを加えて、また審議していただくようお願いいたしますというのを付け加えさせていただきます。

それでは、これまでの状況報告は以上ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(加茂会長代理)

では、次の議事に進んでいくということでお願いいたします。

議事2 民間バス事業者による広告付きバス停留所上屋の設置について（報告）

(加茂会長代理)

次は、民間バス事業者による広告付きバス停留所上屋の設置についてということで、これは報告ということですが、事務局、よろしくお願いします。

議事2について、景観調整課から説明を行った。

(加茂会長代理)

ありがとうございました。国吉会長からも事前にご意見を頂いておりますので、事務局からご紹介をお願いします。

(光田書記)

国吉会長からのコメントです。横浜市交通局管理の広告付きバス停では、外部専門家による審査により広告物の質の維持を図っている。今回はバス事業者による自主審査となっているが、市の都市デザイン室や景観調整課などが積極的に関係し、広告物の質の維持を図るよう工夫を行ってほしい。以上です。

(加茂会長代理)

ありがとうございました。それでは、本件につきまして何かご質問・ご意見はありますでしょうか。

(中島委員)

ご説明ありがとうございます。広告需要が少なく収益性が低い場所で設置が進んでいないという背景があるのですが、このことと今回の許可フロー、特に①をつくることとの関係がちょっとよく分からなかったのですが、お願いします。

(新井係長)

まず、「3 対象」にあります表の上屋デザインのところで、既製品を使わせていただくと、今、市営バスはエムシードゥコーと直接合意書を結ぶ形でやっていますが、今回ご提案いただいているのは、既製品のバス停留所を使用したいというお話を受けておりまして、そちらの仕様となっております。そこが多分、一番大きい違いかと思っております。

(中島委員)

今まで民間バス事業者が設置しようとする場合には、既製品以外の、どういう上屋を設置するかということに対して、申請があった場合は②のフローに入っていたわけですか。それが障害になっていたということか。

(新井係長)

障害といいますか、今まで市営バス以外でも②で設置されているのはありまして、そちらの場合はエムシードゥコーのバス停留所上屋、下の参考図にあります市営バスの上屋デザインを使う形で民間バス事業者もバス停留所を設置されておりました。

(中島委員)

既製品と、横浜市交通局の特注というか、このデザインのものでは値段がかなり違うということなのですか。

(新井係長)

そうですね。そこも変わります。

(中島委員)

既製品だと、広告需要が少なくても、もともとの上屋の設置費用が抑えられるので、こういうものが広がるのではないかとということですか。

(新井係長)

はい。新たなフローを追加することで、いろいろなところに展開できてくるのではないかと。選択肢が1つ増えるという感じで考えております。

(中島委員)

ちょっと分からないこともあるのですが、今までの都市美対策審議会承認のデザインというのは、例えば1か所1か所でかなりカスタマイズされるというか、違いを議論して承認していたということ

なのですか。それが、今回は既製品でどここの場所でも同じものになるという、その簡略化というのがあるのですか。

(桂係長)

中島委員の疑問点はごもっともかと思っております、今回、フロー①と書かれていますが、フローとしてまとめるとフロー①になるということを言っているに過ぎないところがありまして、今回の広告の需要が少なく収益性が低い場所で設置が進んでいないということも、基本的にはそういった事実があるということではあります。今回、それを解決するためにこのフローをつくりましたという構造ではなくて、もともと冒頭の趣旨のところでは書かれており、道路内建築の（建築基準法上の）許可は、純粋に手続していけば下りていくものとなっています。もう一つ、屋外広告物というのはあるのですが、許可を下ろすか下ろさないかという話の中で、基本的には手続で済んでしまうようなものではありませんが、そうは言っても、市の事業としてはフロー②でエムシードゥコーと組ませていただいて設置していく中で、契約の中できちんと広告の質や上屋の質を担保していこうと。それは幾つか種類がありますが、都市美対策審議会でもってこの仕組みと上屋そのもののデザインの承認を得ることになります。なので、建築基準法の包括同意基準の中で、毎回都市美対策審議会にかけたりしないで許可を下ろしていきましようということで、こちらはかなりちゃんとしたフローになっているという側面があります。今回、逆に言うと、民間同士の契約になるので、直接そのまま進んでしまえば建っていく、需要と供給がきちんと事業として成立するのであれば、いろいろなところでついていくということではあるのですが、市の中ではこういった屋外広告物の規定であるとか、もっと景観をよくしていくというエムシードゥコーとやっている事業がありますので、ある程度それに準じてもらおうということで、広告会社とバス会社とお話しさせていただく中で、フロー①という形で、自主規制ではあるものの、きちんとある一定程度の配慮を頂くことを今回ご報告させていただきますという内容になっているということです。

(中島委員)

私は東京都の屋外広告物の特例許可をいつもやっているのですが、最初に書いてある民間同士の契約・取組で、景観の観点においては市の関与なく設置することが可能というのは本当ですか。屋外広告物のほうで禁止されている区域では、当然、単なるフローではなくて審査が入りますよね。駅前とか駅の周辺とか結構そういう場所は多いと思いますが、この表現も何となく違うのではないかという気がしました。それも含めて、全体として趣旨と背景と、今日説明していただいたものとの関係が少し分かりにくかったので、まだ分からないところもあるのですが、質問させてください。

(立石書記)

景観調整課の立石です。冒頭の趣旨のところに、景観的なところで市の関与なくというのは、上屋のデザインという観点でいうと関与しているのですが、一番分かりやすい部分でいうと広告の内容ですね。屋外広告物法の関係でいうと、広告物の内容については審査しないことになっていて、東京都の場合、一定の関与をしているのは、東京都の外郭の団体のほうで一定の内容審査をして関わりを持たれているということで、東京都の景観行政団体自体がそれについて関与しているものではないということがあります。

(中島委員)

確認ですが、上屋というか広告付きバス停留所上屋なので、これ自体が広告物とみなされるのではないですか。違うのですか。上屋と広告は別のものだと。

(立石書記)

別として扱っています。

(中島委員)

そういうふうに対処のですか。もしかしたら、東京都とそこが違うのではないのでしょうか。

(立石書記)

というところがあって、ちょっと戻りますが、右側の横浜市交通局のものについては、広告付きバス停留所上屋というのが、国のほうでそれを設置して収益について維持管理に充てなさいという通達が出たことを受けて、横浜市でもそういったものを広げていこうという流れの中で、まちなかにいろいろなものが林立するよりも、一定のデザインのもので統一しながらそれを広げていったほうが景観に寄与するものになるということで、一定の関与ということと、先ほど言いましたように、広告については内容審査できませんが、広告と一体的に一つの景観として扱おうという導入当初の考えがある中で、審査フロー②ということで、広告物の審査のところで横浜市のバス停留所上屋審査基準をつくって検討委員会を立ち上げて、そこで一定の関与をしてきたということです。これは法的なところで

はなくて、横浜市とバス事業者（横浜市交通局）と、広告を出される、広告枠を持たれるエムシードゥコーという民間会社が自主的にそれをやっているということで、質の向上といえますか、一定のコントロールをしてきたという流れです。今回の審査フロー①については、実際そういった広告の内容についてコントロールする根拠がないのでできないのですが、広告については今後、郊外部などでバス停が増えていく中で、一定の管理というか、市で関与できないかということを事業者とお話しして、では、こういった自主審査を民間事業者なりにやる中で、市も少し意見を言わせてくださいということで合意させていただいて、こういったフローを示させていただいたということです。

（中島委員）

分かりました。広告の内容の審査はもちろんできないのですが、先ほど言った屋外広告物の設置がかなり制限されている区域においては、屋外広告物を設置すること自体を審議しますと。屋外広告物を許可していいかという、そういう状況があるのではないかなと思ったのですが。

（立石書記）

屋外広告物条例の許可審査は行うことになります。しかし、屋外広告物の設置が禁止されているエリア、今、図が出ておりますが、横浜市は緑色で塗っているところが用途地域上は第一種、第二種低層住居専用地域になっておりまして、そこについては凡例にもありますように屋外広告物の設置が禁止されているエリアになっていて、ここには今回お示ししている広告付きのバス停留所上屋は設置しないという考えです。

（中島委員）

なるほど。そういうことなのですね。ありがとうございます。

（加茂会長代理）

真田委員、お願いします。

（真田委員）

私も、趣旨のところで市の関与なく設置できると書いてしまっているのはちょっと違和感があるというか、そもそも道路の上に置くものなので建築審査会で審査する必要があると、そのときには公益上やむを得ないとか、周囲の環境を害さないというようなことがあると思いますので、多分そこに該当するのではないかと。広告の内容は後々変わってきますので、中身そのものを審査することはできないと思いますが、広告をつける場所がある上屋をつくるということであれば、今、自主基準と言っていますけれども、その基準を守れることを条件に建築審査会による同意というような位置づけにしておかないと、話がつかないというか、道路の上に広告を勝手に置いていいと言っていることになってしまうので、多分、建築審査会での条件にすることが必要なのではないかと思います。

（立石書記）

趣旨のところの言葉遣いでいろいろご指摘を頂いているようですが、もちろん、今、真田委員がおっしゃったように、建築審査会のほうで道路上の建築許可を取っていく必要がありますので、その中で横浜市のいろいろな部署もその審査会に関係しているところがあります。もちろん、道路管理者もおりますので、そういった中で、景観という観点も含めて、写真等にありますように広告物が歩道に突き出したりということもありますので、どういう場所とか面に広告を出すのかということとか、安全上の配慮であるとか、そういった観点でしっかりと審査することが関与していくところと認識しております。

（真田委員）

いや、そういう意味ではなくて、その後の運用で、運用に当たってもちゃんと基準を守った広告を出し続けることを条件にするべきではないかという話です。

（立石書記）

自主審査をしていただく中で、事前に我々と事業者でつくった基準を運用していくことになりますので、建築審査会幹事会で各所管が集まったときに、そういった基準をクリアしているかどうかというところの意見を言いながらコントロールしていくことを考えています。審査というか、許可基準の中に入れ込むということは今後検討しますが、今の時点では今お話ししたような運用です。基準に入れるかどうかというのは、建築審査会の事務局と今後調整ということで進めなければいけないと思っています。

（三輪委員）

私は建築審査会を10年ぐらいやっておりまして、この道路上の審査フロー②のほうをよく承知しております。今、真田委員がおっしゃったように、建築審査会では、この手の上屋のものが出来たときには、都市美対策審議会ではどういう議論をしているのかということをお聞きします。今の話でい

うと、審査フロー①の中だと、上のところにそれがないんですね。横浜市とデザイン調整というだけで、これが景観上どうなのかというお墨つきをもらわないまま建築審査会上がってきてしまうと、判断基準が、建築審査会というのは上物とミニマムでしか合意できないので、駄目ですという理由を突き付けられないのです。そこでゴーしてしまったら、もうできてしまう。そこに、皆さんが思っている広告デザインの向上性だったり、場合によっては左側のものにもっと色使いみたいなものが入ってきたことまでは、多分、建築審査会では言えないのです。それができてしまってから運用でどうのこうのというレベルのものと、そうではないものがありそうで、私の中ではなぜ審査フロー②に一本化できないのかなと。②に近いやり方で、民間のバス事業者のストリートファニチャーに関して都市美対策審議会の承認でも、あるいはもしかしたら承認までいかななくてもいいのかもしれませんが、建築審査会上がってくる前に一応デザインに関しての何らか整理したものですよということとフルセットで資料を出してきてもらわないと、ゴーに行かないような気がするのですが、そのあたりはどうですか。結構何年もそういうやり方を見ていろいろな部局が出てくるので、個別にしたとしても、こうですよ、ああですよというものが書類上ないと、多分、審査会のほうではゴーと言えないのではないかと。逆にどんなものでもゴーと言ってしまふような気がします。その辺はいかがですか。

(立石書記)

実際、この審査フローに入っていく前の事前相談の段階で、どういったものをつけたいかということとは事業者と我々のほうで確認し合うのですが、その際に、左のページの「3 対象」の表に、上屋デザインについてストリートファニチャー整備事業を踏襲したデザインと書かせていただいております。それを踏襲したデザインが、実際のところその下の写真の右側の横浜市の交通局のデザインとなっていますので、我々の意識でも、こういったストリートファニチャー整備事業のデザインというのは水平垂直のデザインで統一しているという頭があって、そこの中に広告枠をどのように確保していくかということも安全性の視点で一緒に見えていますし、そういった意味で言うと、こういった一定のデザインが建築審査会にも上げられていくものとなります。

(三輪委員)

そうすると、この左側のデザインしか上がってこないというイメージでいいのですか。

(立石書記)

水平垂直という言い方を我々はしていますが、屋根の形が円弧を描いているとか、そういうものについてはストリートファニチャー整備事業のデザインを踏襲していないということで、一定の関与をしながら真っすぐにしてくださいということを進めていきたいと思っています。そうすることで、横浜市内のバス停の上屋がこういった形のもので展開されていくと考えております。

(三輪委員)

なるほど。もやもやする。

(加茂会長代理)

よろしいですか。

(三輪委員)

水平垂直が死守されるものしか審査が上がってこないという、絶対上がってこないということですか。

(立石書記)

そうです。ストリートファニチャー整備事業ということで整理した横浜市のストリートファニチャーについてはこういうデザインにするというのがありまして、それを変えない限り違うデザインは、先ほど一例を挙げましたが、屋根が丸い形のものなどは出てこない。ただ、これについてはあくまでも広告付きのバス停留所上屋ということですので、普通の広告枠がついていないバス停留所上屋はバス事業者が自主的に申請を、道路内建築の許可を取って設置することが可能ですので、そこまでは我々もコントロールできません。最終、市内に丸のものも出てくるけれども、それについて広告がついていないということになります。

(三輪委員)

何かまたいろいろなバージョンが出てきて、よく分からなくなっていました。

(立石書記)

あくまでも広告付きバス停留所上屋だけの話です。

(中島委員)

広告付きバス停留所上屋がコントロールできるのは何でなのですか。広告がついているとコントロ

ールできる。広告の内容というか、屋外広告物は分かるのですが、上屋をコントロールできるというのは何に基づいているのですか。

(立石書記)

資料の4番、経緯の3行目にありますが、国交省から平成15年に、広告物を添加したバス停留所上屋に対する道路占用許可取扱いというのが出ていまして、広告をつけてバス停留所上屋を出すことがこれまでできなかったのです。このときに、広告をつけてもよいという扱いを国が出して、その際に、そこで生じた収益はバス停の管理や清掃、あとはベンチをつけたりするサービスに充ててくださいというのが大枠としてありまして、余ったものでサービス上必要な上屋をどんどん設置してくださいということが考え方として示されていますので、そういったものについて広告がつけられたということになっています。

(加茂会長代理)

私もさっきから、今日は会長という立場ですけれども、もやもやしながら聞いています。そもそも都市景観を考えたら、別に横浜市交通局のものであろうが民間のものであろうが同じという意味での都市美観、都市景観だと思うのです。その中で、広告物がついているかついていないかとか、いろいろな線引きがあるのだと思います。今回、フロー①でいくというときに、結局どうなってくるかというと、自主基準という非常に曖昧な、そここのところの手續というか、その辺で多分、将来何か問題が起こってくるのではないかと、コントロールできない状況になってくるのではないかという懸念がぬぐえないというのがもやもやしているところで、それに対して何か横浜市として対処するか、今後何かシステムとか、今は結局は口出しができないので何とかぎりぎりこういうところでやりますみたいな、そういうふうに関心してしまう感じを私も受けております。そこはどうなのでしょう。

(桂係長)

そんなにネガティブなことをしようとしているわけではありませんで、もちろん、道路内建築の基準と屋外広告物と2つのフェーズがあって、その中で見ていきますということが前提としてあります。先ほどの広告物が見つからないものというの、道路内建築の場合は幹事会、審査会と、建築審査会が進んでいきますので、その中で一定程度の意見というのは、必ずここに並んでいるものは関与がありますので、全く手が届かないというものでもないのですが、民間だったら何もしないでいいですよということだと、市と契約を結んでいるエムシードゥコーとの差が出てしまったりすることもあります。一方で、今使っている上屋はエムシードゥコーに開発してもらったもので、そのものを全くそのまま使うことはできないので、同じ基準でやってきました。ただ、それをエムシードゥコーのように一から横浜市バージョンで開発して、特注品をつくっていったそれをかけていくというと、そこまでやっていただける事業者は多分、これまでいなかったという状態です。今回、既製品を使って郊外部であるとか、今までだったら、そもそも市営バスが通っていないところにはこのエムシードゥコーの上屋が見つからない中で、バスの利用者の利便性を上げていくためにこういったことをやっていきたいというお話が、バス会社と広告物会社のコラボによって生まれるということだったので、それであれば一定程度きちんと上屋の基準についても我々のほうで見ていきますと。屋外広告物も自主基準であり、包括基準でなければ個別に毎回都市美対策審議会に、1個つくたびにかけますという形になっていくとかなり手間にもなるので、適切な範囲でちゃんと広告物についても見ていきます、景観上悪くならないようにしたいと思っています、上屋についても同様ですということをご報告しているに過ぎないので、これによって景観がめちゃくちゃ悪くなってしまったらどうしようとかいう心配も、実は今のところあまりしていません。ただ、エムシードゥコーの上屋については、導入する際にかなりこの都市美対策審議会の中で、国吉会長がいらっしゃればその経緯にも詳しいので、きちんとご報告しておかないと齟齬が起きてしまったときに困ってしまうだろうということもあります。都市美対策審議会でも議論していただいた経緯があるので、都市美対策審議会に対しても、こういうことでやっていきますのでご安心くださいということを情報提供したかったということではあります。

(加茂会長代理)

めちゃくちゃ悪くするとは思っていないのですが。そのほか。お願いします。

(鴨下委員)

そもそも、公共物と民間がつくるものの違いがあると思うのです。だから、都市美対策審議会という観点では一緒というふうにおっしゃいますが、基本的な部分が公共物と民間の、バス会社の権利もありますから、そことの兼ね合いで市が、精いっぱいというか、都市美対策審議会の観点から最低限見ていくという理解でよろしいですか。

(桂係長)

一方で、道路という公共の敷地を持つのでということと、セットでということでご理解いただければと思います。

(鴨下委員)

ありがとうございます。

(真田委員)

私が言っていた自主基準をどう位置づけるか。自主基準を本当にフリーの自主基準にするのか、建築審査会の条件にするのか、そこはどのようにになっているか教えてください。

(立石課長)

建築審査会の幹事会にご相談はします。自主審査基準にしてほしいという形でのんでいただければそれはそれなのですが、そうでなくても我々が、先ほど説明しましたように事前相談の段階でしっかりコントロールしていくということが次の手として残っていますので、そういった形で調整してまいります。

(真田委員)

事前相談の話は多分、上屋そのもののデザインの話で、自主基準を守りますということを前提に建築審査会で許可するかどうかはその後の運用の話なので、事前審査にあまり関係ないのではないかという気がしています。

(立石書記)

おっしゃるように、自主基準というのは広告の中身の話ですね。中身の話については、屋外広告物の許可がありますが、そこでは全然、中身について我々はコントロールできないですね。ですので、今回、民間事業者が自主審査基準をつくって、自らコントロールします、それも横浜市に中身を見てもらいますというふうに、我々から言うところと非常に景観にも配慮した形で提案いただいて、そこについてしっかり我々も関与できるという余幅を頂いているので、そこをしっかりとやっていくと。だから、その自主基準、広告の中身について、こういうものでないと建築審査会を通さないでくださいということまではちょっと。

(真田委員)

そんなことは言っていないです。

(光田書記)

運用の中で1枚1枚見られますよね。

(立石書記)

運用の中ではしっかり見れます。広告の内容が変更されるときも変更届というのが出てきます。次に新たな広告が新たな広告主に売られたときも変更届という形で出てきますので、中身について1枚1枚見ることが可能になります。

(加茂会長代理)

ここに参考2と書かれた主な自主基準というのがありますが、今、広告に関することというより上屋に関することだったり、あと、広告の、さっきお話があったデジタルサイネージとか、そのあたりのところに関わる部分だったりということなのですが、これは何かチェックリストのようなものがあるって、横浜市にこういうものを設置したいというときにはこういうのをチェックして、事業者なりにどのように考えてやっているかみたいな、そういう手順を踏むということになるのでしょうか。

(立石書記)

今、加茂会長代理がおっしゃったように、そういうふうにフローとして定めていこうと考えています。

(加茂会長代理)

なるほど。そうですね、そのフローの中身を明確にさせていただくのかなと思います。

(立石書記)

自主基準というところで、自主基準を定めるときも横浜市のほうで関与しながら、今、参考2に書いてある内容や、もっと細かいところまでのものを一緒に作り上げて、それに適合しているかをしっかり見ながら、自主基準なので、最初は民間事業者がそれをチェックしたものを横浜市も見て、駄目なところは一回返すとか、そういうやり取りをしながら進めていこうと考えています。

(加茂会長代理)

いかがですか、皆さん。これは報告事項ということになりますが、それに当たっては、やはり景観の話でありますので、引き続き、決めなければいけない時期なのかもしれませんが、このフローに対しては、少しこちらの政策検討部会での議題にさせていただくわけにはいかないのですか。そういうこ

とではないのでしょうか。

(桂係長)

どこが引っかかっているか、僕もだんだん理解ができなくなっているところはあるのですが、自主基準という言葉がもしかしたらよくないのかなとも思いました。自主基準は、広告会社ないしはバス事業者が自主的に決めた基準、最終的にはそうなのですが、その自主基準を決めるに当たって横浜市でも調整させていただいて、それは上屋についてもですし、今後の広告物の運用についてもつくらせていただいて、自主的につくっていただいている体の審査基準があるというふうにご理解を。難しいのですがそういうことではあるので、これを都市美対策審議会にかけながらという話で事細かに詰めていく内容なのかということについては、普通の景観調整とかデザイン調整の範囲なので。例えば市街地環境設計制度で建物が建っていくときに、高さを抜いているものとかいろいろあるわけですが、それを毎回都市美対策審議会にかけていないのと同じ感覚と言ったら正しいのか、ちょっと分からないですけれども、そういった中で、今回はエムシードゥコーの上屋との齟齬が起きないようにということを目的として報告させていただいているということです。

(加茂会長代理)

エムシードゥコーに倣うということなのだろうとは思いますが、そういうことで、ここに主な自主基準、こう書かれているから読んでいますけれども、それを読んだところで審査していくのだろうということだと思います。国吉会長からも広告物の質を維持できる工夫を行ってほしいということがありますが、景観として、エムシードゥコーの、横浜市交通局のバス停を審議していた内容ですね、それをこれがちゃんと網羅しているのかというところは再度検討していただき、その中で、さっきの輝度の話が記憶に新しいのですが、東海林委員も言われていました。場所にもよるとは思いますが、夜間に照らす光が人に及ぼすメリットになっていかないといけないと思うので、そこにびかびか明るいものが来てしまったりとか、そういうことが議論されていたかと思います。これをぱっと見るとそういうものが抜けていたりしますので、そこも含めて、横浜市交通局のバス停で議論した内容を入れ込んだ基準を横浜市としても持っていて、審査に当たっていただくといいのではないかと私は思いました。まとめに入ってしまったって申し訳ありませんが、皆様、よろしいですか。ということで、お願いいたします。

(立石書記)

今、加茂会長代理から頂きました意見をしっかり盛り込みながら、これまで横浜市交通局の上屋のデザインは広告も含めていろいろノウハウをためてきましたので、それをしっかり反映してうまく運用していこうということが根底にあります。突然、右側のデザインがまちなかに出現することが皆さんの中で驚きにならないようにということでご報告させていただきましたので、その辺はしっかりと守って守っていくということで考えています。

(加茂会長代理)

よろしくお願いします。それでは、議題2につきましてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

議事3 横浜市歴史的風致維持向上計画について（報告）

(加茂会長代理)

では、次に議事3について進めたいと思います。本件は、歴史的風致維持向上計画についての報告です。事務局から説明をお願いいたします。

議事3について、事務局より説明を行った。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。それでは、本件につきまして国吉会長から事前のご意見を頂いておりますので、事務局からお願いいたします。

(光田書記)

国吉会長からは、歴史を生かしたまちづくりの制度の進化を評価します。また、これまでの関内・山手地区に加え、金沢地区が対象として加わることに期待しますということです。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。このほかに、本件につきまして何か補足意見、ご質問等は。真田委員、お願いいたします。

(真田委員)

まずは歴まちの計画が認定されてよかったなと思います。1つお伺いしたいのは、前から課題になっているブラフ積についてですが、それは今回どのようなになっているのか教えていただきたいです。

(鈴木係長)

質問どうもありがとうございます。ブラフ積は多分、結構いろいろあると思います。認定されているブラフ積もありますが、そちらは今回、この歴史的風致形成建造物の一つとして入っております。その他のブラフ積に関しては、横浜市の中でもいろいろありますが、どれが残す優先順位が高いかとか、そういうものを調査しながら残す方向を考えていければいいのかなと思っています。全て残していくというのは、結構な数があって難しいところもあるかと思うので、そういう方向性で考えていければと思っています。

(真田委員)

多分、普通にはなかなか残せなくて、この最後に書いてある建築基準法適用除外制度の中に入っていないと思います。なので、国に働きかけるとかしないと今のままでは絶対に残らなくて、前に表彰広報部会で見に行ったときに、やはり変な直し方をしているところもあって、ああいうのが広がっていくとあまりよくないなという気がしていますので、国への働きかけも、国の制度だからそれを使って何かするとかではなくて、逆に現場を持っているところのほうが事情を分かっているということもあるので、そういう働きかけもしていったらいいと思います。

情報提供ですが、沖縄も石垣がいっぱいあって、沖縄県のほうでそれを残すための技術継承と人材開発というプロジェクトを今年度から始めていたりします。結局、残せるようになってもつくれる人がいないと残らないので、いろいろな側面から残していけるような取組をしていただければと。沖縄も今の基準ではなかなか残せないで、これからどうしていこうかということを考えています。同時多発的にそういう要望が出てくれば変わっていく可能性もありますので、ぜひ検討いただければと思います。

(鈴木係長)

ありがとうございます。今お話しいただいた内容は、私たちも本当にそう思っていて、専門家の、例えば職人であるとか、そういう方とつながりが今ない状況になっています。かながわヘリテージマネージャー協会という団体がありますが、そういう専門家の技術、知識を持つような団体と何かできないかということを今後詰めていければいいのかなと、事務局としては思っているところです。以上です。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。福岡委員、お願いします。

(福岡委員)

歴史的風致維持向上計画に横浜市が認定されたということで、おめでとうございます。私、実はこの見直しの会議にほかの自治体で関わってしまっていて、10年終わった後に次はどうするかということで、単純比較はできないですけども、課題というか、できそうなこととか、今、課題感として認識していることとして申し上げますと、例えば11ページにございます重点区域ですね。基本的には重要文化財があるということで、多分50年以上ということで、ハードルはそこまで高くないと思いますが、こういった有形の文化財以外の無形のもので、例えばその景観であるとか、建物であると、どうしても文化財が強い自治体ですと文化財の建物周りの話はすごく進むのですが、庭とか日本庭園とか緑地みたいな話がなかなかセットで議論されないということで、今議論をしています。ですので、この①から④までのエリアが、単に文化財だけではなくて、この中のエリア間での連携であるとか、それらがどういうふうにして周辺の無形の文化財に資するような、風景とか、緑地とか、オープンスペースも含めて検討されるとよいのかなと思っています。概要版を拝見しますと、体制図が横浜の場合はさすが都市デザインがワンストップになっていて、文化財とまちづくりがかなり拮抗しながら進める計画とは違うなと。そこはすばらしいなと思ったのですが、この中で多分、文化財の担当者とも協議されていると思いますので、そこら辺をどういうふうにしてまちづくりと連携しながら続けていくかというのが1つポイントになるかと思っています。あと、エリアの拡大というのが見直しのときに議論になると思うので、今後、そういうものをインベントリーしておいて、それに資する準エリアとか、こういうふうにしていきたいなということが、うまく既存の横浜市のまちづくりとかデザイン行政と絡んでいくような形でやらないといけないのかなというのが1点目です。

2つ目は、13ページの、先ほどお話にあったVR・ARというのはどうしてもやりたがると思うのですが、今、一番課題になっているのは、市民の無関心とオーバーツーリズムの話で、市民の方たち

はかなりこういった文化財に対して、守ってはきているけれども、オーバーツーリズムとの話で、かなりギャップが激しくなっています。なので、もう少し広い意味での教育とか、そういったものを市民の方たちに認識していただいて参加して、こういう景観と一緒に育てて守っていった、少しでも関わるような仕組みや仕掛けが大事だねという話になっています。それをするには、中間支援組織みたいなものとか既存の協議会とか、たくさん組織があると思いますが、そこにアドオンというか機能を足すのか、新しくそういう中間支援組織のものをを使って、さらにその理解を深める意味でVR・ARは有効だと思うのですが、どうしてもそういうものだとつくって終わりでそこだけ浮いてしまうので、そこら辺はうまく工夫をして考えていかれるとよいのかなと思っています。いずれにしても、すごくよいきっかけになるとと思いますので、そういったことに留意しながら進めていくといいのかなということで、今、少しタイムリーに関わっておりますので、情報提供ということでお話しさせていただきました。

(鈴木係長)

ありがとうございます。

(三輪委員)

無事採択されたということでよかったと思います。私は八景のほうなので、今、歴史的な地区にはなっているようですが、重点区域的なものが弱いというか、多分、先ほどから話題になっている、横浜市でいうと郊外部の歴史的建造物みたいなものをどう増やしていくか、市民のボトムアップを上げていくみたいなことで、金沢区の取組というのはモデルケースになっていくような気がしています。旧長濱検疫所は、地元でもかなり着目していて、保全だったり、動かすのにいろいろな意見交換を地元でしていますし、横浜シティガイド協会とかでもやり取りをしていて、多分、歴史的建造物をそもそも指定するような動き、保全するような動きまででいうと、まだそこまで上がってきていないのですが、一方で長濱とか小柴とかいろいろありますので、多分その辺はもしかしたら教育的な、先ほど話題にありました少し皆さんがそういうものに意識を持っていくというところから入っていくのには、今、非常にやりやすい動きになっているかと思っています。なくしてしまうとかいろいろな意見が出ていたので、割と中では活発に議論して、長浜ホールとかでシンポジウムをやっていたりしているのですが、そういう意味では区役所も巻き込んでいくことになると思いますけれども、ぜひ積極的に金沢区役所には調整に入っていただきたいと思っています。

(鈴木係長)

ありがとうございます。おっしゃったように、金沢区は文化財系が結構多いところでございます。ただ、今回、重点区域を設定するときに国との調整が難航しまして、まず事業がないといけないという話があって、そこで今回は事業を我々が調査できなかったということがあります。ただ、歴史的風致に設定した郊外部の歴史的建造物の保存活用が非常に重要ということを考えると、今回、まず計画を認定します。今後、2期計画とかに向かって、この金沢区の六浦のエリアを重点区域に入れていくというのが非常に重要かと思っています。なので、例えば回遊性を高める事業とか、今、点になっているようなものを、ストーリーをつくって回れるような仕組みをつくっていったらいいのかなと思っています。プラス、区役所との連携は非常に重要だと我々も考えていまして、今回の計画をつくるのに際して、18区とも連携が取れたということは今後につながるのではないかと私は感じています。

(三輪委員)

ありがとうございます。六浦は、たしか六浦小学校が六浦藩校で、横浜で唯一の藩校出身の小学校だったりしていますし、割と地元でもその辺のマインドというか、六浦城があつてみたいなのところがあると思いますので、ちょっと動き方が、教育委員会もそういうところでも巻き込める。この間、150周年が始まったと思いますが、その辺も進めていただければと思いました。ありがとうございます。

(鈴木係長)

ありがとうございます。

(加茂会長代理)

ほかにいかがでしょうか。

(中島委員)

内容の問題ではないのですが、まずはおめでとうございます。確認ですが、今回の歴まちの認定によって、市としての歴史まちづくりの予算が減ることはないのですか。そこはちゃんと確保されるのですか。

(鈴木係長)

大丈夫です。大体横ばいといいますか、前のこの都市美対策審議会の場合でも市の予算は3000万円ぐらいですという話をさせていただきました。実際、このような形で半分を国のほうで負担していただけるということもありまして、ほかの案件に回せるようになりました。令和6年度の工事助成が2件でした。令和7年度に関しては7件になることを考えますと、この計画を策定したメリットは大きいのかなと思っています。

(中島委員)

ありがとうございます。この中ではもちろんこの意義が認められているのですが、市の全体の中で歴史まちづくりがしっかりと意義が認められているということが大前提の上でのこの計画だと思いますので、ぜひ引き続き拡大していくように頑張ってください。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。それ以外にいかがでしょうか。

(嵯峨委員)

取りあえず計画が認定されたということで、おめでとうございます。それで、今伺った予算3000万円は本当に少ないと思います。国の負担が入るということで、倍ぐらいの使い勝手は出てくるのではないかと思います。ただ、先ほどタッチポイントというところでAR・VRのお話が出て、そちらのほうにどのぐらいお金がかかるのか分かりませんが、メインはこういう建造物の維持というところで、お金のかからない方法で広報していただければと思っています。

(鈴木係長)

ありがとうございます。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。ほかにいかがですか。大丈夫ですか。議論し尽したということで、まずはこれが通ってよかったと。おめでとうございます。引き続き横浜らしい、また、エリア拡大なども考慮に入れたものに発展していくといいということで、頑張ってくださいということです。

議事4 今後の部会の開催について

(加茂会長代理)

それでは、続いて議事4に進んでよろしいでしょうか。本件は、政策検討部会に、景観審査部会の委員から2名の参加を指名したいと思います。本件について、事務局から説明をお願いいたします。

議事4について、事務局より説明を行った。

(加茂会長代理)

国吉会長から事前のご意見を頂いていますので、お願いします。

(光田書記)

ご紹介させていただきます。国吉会長から、「私は景観審査部会、政策検討部会に所属していますが、事務局提案に賛成します」というご意見です。以上です。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。このほか各部会長からご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特にご意見がありませんでしたので、事務局案のとおり、加茂委員、福岡委員を政策検討部会の委員に指名するということにさせていただきたいと思います。

(異議なし)

(加茂会長代理)

それでは、これに関してはよろしいですね。その他について事務局から何かございますか。

(光田書記)

その他は特にございません。

(加茂会長代理)

委員の皆様からもないということでよろしいでしょうか。それでは、本日は議事が4議事ございました。以上となります。いろいろ活発な議論をありがとうございました。本日の審議内容について、事務局から確認をお願いいたします。

(光田書記)

議事1の報告事項につきましては、各部会からの報告についてでしたが、特にデジタルサイネージの審査体制の中で輝度の確認をできるようにしてほしいというご意見を頂きました。また、他都市で

はデジタルサイネージの自主審査だけではよりよいコンテンツをつくれない事例もあるので、将来、審査体制の移行は慎重に行ってほしいというご意見も頂いております。

続きまして、議事2の民間バス停の広告付きバス停留所上屋につきましては、今、既に実施されている横浜市交通局のバス停留所上屋の審査基準のノウハウと同じもので、市として景観調整をしてほしいというご意見を頂きました。

議事3の歴史的風致維持向上計画につきましては、今後、エリアの拡大ですとか、無形文化財も含めた取組の推進、または、オーバーツーリズム等を考慮しながら市民との取組も進めていってほしい等々、たくさんご意見を頂きました。これらにつきまして、ご意見を取り入れながら計画を進めてまいりたいと思っております。

議事4につきましては、今後の政策検討部会の委員について了承いただきました。以上でございます。

(加茂会長代理)

ありがとうございました。議事録の話もお願いします。

(光田書記)

本日の議事録につきましては、会長代理の確認を頂き、閲覧に供することとさせていただきたいと思います。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。それでは、次回の審議会の日程等について、事務局から連絡事項をお願いいたします。

(光田書記)

次回の審議会については、9月の上旬を予定しております。詳細は別途調整させていただきたいと思います。

(加茂会長代理)

ありがとうございます。審議事項は以上ですので、進行を事務局にお返しいたします。

(光田書記)

ありがとうございました。本日、現体制での都市美対策審議会は最終回となります。この親会が最後ということで、本日お休みですが、国吉会長、荒井委員、鴨下委員におかれましては最後になりますので、ご挨拶を賜りたくお願いしたいと思います。それでは早速ですが、荒井委員からお願いできますでしょうか。

(荒井委員)

皆さん、あっという間の2年間ということで、大変ありがとうございました。今回、市民委員に応募させていただいたきっかけみたいなところを振り返りながら今日のお話を聞いていたのですが、やはり横浜市民として、これからの横浜で暮らしていくことに対して、どのように誇りを持って暮らしていけるかどうかという視点を非常に大事に思って、いろいろ審議事項を聞きながら、時に意見も言わせていただきました。私からすると、市民としての立場とまちづくりの事業者としての立場と大きく2つあるわけですが、市民の立場として問いがより深まったかなということです。本当にこれが横浜の街に対して将来的な価値に資するかどうかというところを研ぎ澄まして考えていくということと、あと、まちづくりの事業者にとっても様々な視点で、いろいろと皆さん審議する中でも、かなり専門的な知識を要する中で発言をなさっていたりとか、そういったところは私の不勉強なところもあって、もっともっと勉強して、様々な制度や建築的な知識は入れていかなければいけないという部分も反省としてありました。

案件として感じたことというか、ベイスターズの優勝のときに携わったことはかなり大きくて、優勝のイルミネーションの花火のタイミングで大さん橋に行ったのですが、もちろんヨルノヨもやっているのですが、街全体がブルー1色で、多くの市民が一体となってそれをいいねという形でみんなが写真を撮って拡散して、横浜の街は本当にすばらしいと、いろいろな声が聞こえてきたときに、誰がここまでできたか。それは一日でできる話ではないですね。それは、皆さんの長年の努力の結果でそういったシビックプライドが培われてきたということを感じることができたのがよかった点です。あと、気になっている点として、藤が丘の駅前再開発の案件があったのですが、最近のネットニュースの中で、建替えの容積率が上がって結構高さがあると。市民の9割ぐらいが建替えには賛成という形になっているというアンケートがある中で、今後の建て方がどうなっていくのかということに対して不安に思っている方が結構いらっしゃったという記事を拝見して、この審議会自体の取組がもっと市民に一般的なものとして、もちろん広報物やPDFでこういった内容を議事として残して

	おくことはやっているのですが、まだまだ一般化されていないということで、そういった取組があった今の横浜の景観や価値が保たれているということ、という形でもっと広めていったらいいのかなというのは、自分としての今後の課題として残っている部分があります。今回、こういった形で携わらせていただいたことをきっかけとして、またいろいろな活動を通じて、これをもっと広めていけたらいいのかなと思っています。ありがとうございました。 (拍手) (光田書記) ありがとうございました。鴨下委員、お願いいたします。 (鴨下委員) 2年間ありがとうございました。私は公募市民委員として、横浜で生まれて育ち、今現在は住んでいて職場もあり、横浜の中で子育てをする中で、一般市民としての意見を大切に、恥はかき捨て、素直に思うところを述べさせていただきました。疑問に思うことは素直に分からないと、皆さんに投げてきました。それで、この委員になってから視点が変わって、関内の開発は、事務所が目の前にあるので毎日毎日眺めているのですが、すごく感慨深く、より街を愛せたというか、街に関心を持って生活するようになりました。 都市美対策ということで、美的感覚は人それぞれでとても難しいと感じました。皆さん審議していますが、それは皆さんの感覚がそれぞれ全く違うと思うので、それを審議するというのは本当に大変だなと思いました。でも、皆さんのこの審議会の目的は、横浜をよりよくすてきな街にすることだと思うので、これからも審議会がますますその目的に沿うような、意見を市長に助言できるような、そんな会であってほしいと思っています。なので、街を新しくする、時代に応じて街は変わっていかなければいけないものだと思いますので、どうかその開発の灯というか、横浜をすてきな街にしたいというチャレンジングな精神を大事に、これからも審議していただきたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。 (拍手) (光田書記) どうもありがとうございました。また、国吉会長から終わりのご挨拶を頂いておりますので、読み上げさせていただきます。 本日は、個人的な事情により急遽欠席となりましたことをおわび申し上げます。本日が都市美対策審議会全体会議での最後となりましたので、一言ご挨拶させていただきます。私は、平成23年8月開催の第113回都市美対策審議会から2年間、専門委員として参加、また、平成25年8月開催の116回から委員として参加し約10年務め、今回が最後となりました。専門委員の任期を加えると、約12年間参加させていただきました。景観審査部会と政策検討部会で活動させていただきましたが、近年ではみなとみらい地区の最終重要プロジェクト的な役割の52、53、54街区、グランモール軸とキング軸の結節街区になりますが、そのデザイン調整について、みなとみらい担当課をサポートする景観アドバイザーとして指名され活動。また、横浜市庁舎跡地開発及び隣接の民間街区再開発について、都心再生課をサポートする景観アドバイザーとして活動してきたことも印象深いです。2022年開催の都市デザイン50年記念展示会にも関わり、また、政策検討部会での未来の都市デザインについての議論にも関わったことは非常に光栄でした。今後は、新しい委員も加わった新体制の下で、都市美対策審議会が横浜のまちづくり、景観づくり、都市デザイン活動などを、時代に即した新しい展開へと導いていただくことを願って挨拶とさせていただきますということです。ありがとうございました。 5 閉 会
資 料	・ 次第、審議会委員名簿、前回議事録 【議事1】 ・ 資料1－1 : 前回（第137回）以降の各部会の開催状況（一覧） ・ 資料1－2 : 横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告 ・ 資料_政－1 : 横浜公園における景観形成について（審議） - 横浜スタジアムへのデジタルサイネージの設置について（審議） - 横浜スタジアムの夜間照明計画について（報告） ・ 資料_政－2 : 創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ2024〉の実施に係る景観推進地区（関内地区：山下公園内）での景観形成について（審議）

	創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ2024〉における実験的な演出の実施について（報告） ・資料__表－1：第12回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議） 【議事2】 ・資料－1：民間バス事業者による広告付きバス停留所上屋の設置について（報告） 【議事3】 ・資料－1：横浜市歴史的風致維持向上計画について（報告） ・参考資料：横浜市歴史的風致維持向上計画 概要版 【議事4】 ・資料－1：横浜市都市美対策審議会 政策検討部会（案）
特記事項	・本日の議事録については、会長代理が確認する。 ・次回の審議会は、別途日程調整する。